

へい殺畜等手当金等交付規程等の一部を改正する件 新旧対照表
 ○動物用生物学的製剤基準（平成14年10月3日農林水産省告示第1567号）

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>ワクチン（シードロット製剤を除く。）の部</p> <p style="text-align: center;">豚熱・豚丹毒混合生ワクチン</p> <p>1～4 （略） 付記1～3 （略） 付記4 細胞増殖用培養液 1,000mL 中 トリプトース・ホスフェイト・ブロス 2.95 g 又はラクトアルブミン水解物 5 g 牛又はやぎ血清 50 ～ 100 mL イーグル MEM 又はアール液 残 量 炭酸水素ナトリウムでpHを6.8～7.2に調整する。 牛又はやぎ血清は、<u>牛ウイルス性下痢ウイルス</u>に対する中和抗体陰性のものを用いる。 必要最少量の抗生物質を加えてもよい。</p> <p>（略）</p>	<p>ワクチン（シードロット製剤を除く。）の部</p> <p style="text-align: center;">豚熱・豚丹毒混合生ワクチン</p> <p>1～4 （略） 付記1～3 （略） 付記4 細胞増殖用培養液 1,000mL 中 トリプトース・ホスフェイト・ブロス 2.95 g 又はラクトアルブミン水解物 5 g 牛又はやぎ血清 50 ～ 100 mL イーグル MEM 又はアール液 残 量 炭酸水素ナトリウムでpHを6.8～7.2に調整する。 牛又はやぎ血清は、<u>牛ウイルス性下痢－粘膜病ウイルス</u>に対する中和抗体陰性のものを用いる。 必要最少量の抗生物質を加えてもよい。</p> <p>（略）</p>